

つぎの各問いに答えなさい。設問は相互に独立している。

1 Xほか5名は、Y公共団体が発注した工事を共同で請け負うことを目的とする「A建設共同体」（民法上の組合）を組織した。この組合同規約によると、Xを業務執行組合員に選出すること、X名義で請負代金の請求や受領をし、またAの共同財産の管理権限を有することとされていた。Aは、Yと工事の請負契約を締結したが、工事の途中でYから契約の打ち切りを告げられた。そこで、Xは自己の名で、Aに生じた損害の賠償を求めてYを相手に訴えを提起した。Xに当事者適格が認められるか否かを検討しなさい。

2 Aは、Bとの間で、A所有建物の賃貸借契約を締結した。ところが、Bの賃料不払いが続いたため、AはBを相手に、当該契約解除に基づき建物からの退去を求めるとともに、未払賃料および建物から退去するまでの賃料相当損害金の支払を求める訴えを提起した。裁判所は、A勝訴の判決を下し、同判決は確定した。しかし、この訴訟の口頭弁論終了後に、BはCとの間で当該建物の賃貸借契約を締結し、すでにCが居住していた。そこで、Aは、AB間の訴訟の判決があることを理由に、Cに対して建物からの退去を求めることを考えている。Cに当該判決の効力が及ぶか否かを検討しなさい。